

◎新潟県告示第376号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年3月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業「担い手育成型」柴橋地区確定測量）
- 2 作業期間 平成24年8月13日から平成25年2月8日まで
- 3 作業地域 胎内市 柴橋、八田、寅田、中条、長橋、小舟戸、船戸、大塚、東川内、城塚、塩津、弥彦岡地内